

冠島の信仰と大浦三ヶ村

廣瀬 邦彦

はじめに

冠島と杓島は若狭湾西部に位置する無人島で、舞鶴市に属する。舞鶴市の成生岬からは約十キロ、伊根町の亀嶋からは約十一キロの距離にあり、晴れていればどちらからも遠望できる。冠島と杓島は、舞鶴の大浦半島では専ら「雄島・雌島」あるいは「大島・小島」と呼ばれている。杓島は植物もまばらで上陸することさえ困難な全くの岩山であるのに対して、冠島は樹木に覆われ、西南部には若干の平地がある。天然記念物のオオミスナギドリは春から秋にかけて冠島に営巣し、朝夕には採餌のために陸と島の間を海面すれすれに往復する様子が見られる。一方、「雄島参り」の習俗に象徴されるように、冠島・杓島は若狭湾周辺の庶民の信仰の対象となってきた。オオミスナギドリの研究の歴史は古いが、冠島・杓島の歴史的民俗的な面での研究の先鞭をつけたのは高橋卓郎氏¹⁾である。

本報告はこれらの研究をふまえて、大浦にある三浜・小橋^{おはせ}・野原の三ヶ村と冠島の関係を整理した上で、この三ヶ村がどのようにこの島を活用してきたか跡づけ、最後に冠島が若狭湾周辺の様々な生業を

もった人々の信仰を集めてきた様子を見ていくことで、与えられた課題の責を塞ぎたい。

一 冠島・杓島と大浦三ヶ村

『丹哥府志』には「昔陰陽の二神、爰(冠島・杓島)に天降り初て夫婦の因を結ぶ、於是荒海大神といふ竜王を退治し給ふ」とある。「冠島・杓島」の島名由来については、天照大神が文殊菩薩とともに丹後から伊勢に向かうとき、天照大神が海中に冠と杓を投げ入れてできた島であるからだといひ、また冠と杓を投げ入れたのは文殊菩薩自身であるともいひ。有名な国宝『天橋立図』は、天の橋立を中心として、智恩寺(文殊)・籠神社(元伊勢)・成相寺などの社寺を書き込んでひとつの信仰世界を描いているが、雪舟は本来画面に入らないはずの冠島と杓島も画面の右下に書き込んで²⁾いる。大浦三ヶ村で「雄島・雌島」などと呼ぶのに対して、「冠島・杓島」はどちらかと言えば与謝郡方面の信仰と結びついた呼称であるように感じる。

冠島には老人島神社^{おいにしま}、舟玉社、瀬の宮神社の三社がある。老人島神社の祭神は天火明命^{アマノホアカリノミコト}、目子郎女命^{メコイラツメノミコト}である。天火明命は

海部の民の祖神と伝えられる。舟玉神社は、明治五年に若狭国西津新小松原（小浜市）から納められた奉納船を御神体とする小祠で、老人島神社の島居内にある境内社である。瀬の宮神社は老人島神社からすこし離れた州の途中にある小祠で、豊漁祈願に靈験があるといわれる。「おいベス（恵比須）さん」を祀っている。

老人島神社は三浜・小橋・野原の三ヶ村（以下「大浦三ヶ村」などとする）の氏神でもある。この三ヶ村は舞鶴市の大浦半島の若狭湾に面した村である。三浜と小橋は松原神社をさんでほぼ連続した集落であり、野原は小橋と山塊をひとつ隔てたところにある。

冠島へは毎年「雄島参り」として西部若狭湾周辺の漁船が集団参拝をしている。

この様子について『丹哥府志』は「梅雨前後風波穏なる日、浦々の者太鼓を撃つつ多く参詣す、蓋黄昏より船を艤して暁島に至る、島の前後に獵舟の泊するものあり、参詣の者酢、酒、味噌、醤油の類を船に出し用う也、其魚を買ふて之を肴とす」としている。

三浜・小橋・野原の雄島参りは現在は毎年六月一日と決まっている。その年の老人島神社の鍵持ちの村から出発した漁船は、老人島神社の島居前の海上で左まわりに三回まわり、磯に上陸する。老人島神社・舟玉神社・瀬の宮神社の順に参拝したあと、浜で直会を行い、そのあと島を離れて村に戻る。雄島参りでは今も女性が上陸することは許されない。三ヶ村以外の村々もそれぞれが決めた日に漁船で冠島に参拝する³⁾。現在、冠島に上陸が認められるのは、学術調査以外ではこの「雄島参り」の日だけである。

伊根にはこういう伝説がある。「昔、田辺（舞鶴）と伊根で冠島を

とりあつた。どちらが冠島に近いか、同時に舟を漕ぎ出してみて、島に早く着いた側のものにする事になった。当日わずかに早くついたのは伊根の方だった。しかし、伊根の者が舟を回して艫^{かた}の方から島に接岸しようとしているところに田辺の舟がやってきて、舳^{しほ}先^{さき}から島に接岸した。だから島に早くついたのは田辺ということになり、島は結局田辺のものになってしまった。」

一方、舞鶴の大浦三ヶ村には、冠島がこの三ヶ村に帰属することを由緒づける別の物語がある。三浜村、小橋村、野原村が共同で明治九年（一八七六）に豊岡県に提出した『大島小島原由慣行取調明細記』（以下『原由取調記』）では、この物語を『海蔵寺縁起』と『借用証文之事』という二点の古文書の写をあげて伝えている。

『海蔵寺縁起』は、海蔵寺の古文書が寛延三年（一七五〇）十一月の火災で焼失してしまつたため、同年の冬、住持の月峯厘元が後代の住持のために記憶をもとに書き記したものである。

【史料1】

一、徳雲山海蔵寺ハ過ル建久年ヨリ往古者天台宗ニテ山号寺号ハ永源山徳雲寺ト申寺領等モ少々有之候、山林境地者三町余り、此所ニ徳雲寺ダイラト申所唯今ニ有之、其節寺中ニ修験行者吉本坊ト申山伏有之候

一、海中ニ老人島明神ト申小社有之、往古ヨリ徳雲寺ノ鎮守ニテ修覆ノ節者徳雲寺ヨリ致シ神前ノ鍵者右山伏ニ預ケ置、祭祀ノ節者神庭ノ掃除徳雲寺ヨリ申附候事先例也

一、永源山徳雲寺過ル建久二年ニ消失イタシ、此時寺中吉本坊モ

消失ニテ村エ下り住居仕候、右徳雲寺ハ即建久二年七月上旬
ニ再建致シ、山号寺号改メテ徳雲寺ノ二字ヲ取テ徳雲山ト称
シ、寺号ハ海蔵寺ト号ケ、新ニ村端ニ再建致シ、夫ヨリ徳雲
山海蔵寺也、其後禪宗ト成リ唯今ハ海臨寺ノ末流也、右吉本
坊病死ニ付、修験ノ法属モ無之候故、右ノ明神鍵寺工取上ケ
候事、然ル所、無住亦ハ他出ノ時、村ニ鍵無之候テハ諸事間
欠ケ候ト御嶋構ヒ中ヨリ申来リ候故、鍵者藤左衛門ニ預ケ置
候、此時延享二年四月下旬ニテ候、右嶋構イニ五ツノ立願ア
リ、第一四海安静ヲ祈リ、第二二国土豊饒、第三二社頭繁栄、
第四二万民快樂、第五二氏子息災延命所願成就祈禱致ス事、
先規吉本坊同然ニ致シ候、講ノ当番ハ一ヶ年式人宛、毎年ノ
通正月元旦ヨリ三月三日迄其身長髪ニテ不浄肥灰ハ不及申、
右五ツノ立願仕候故、鍵ノ義者講中ニ預ケ置候事

一、老人島明神ノ別当ハ根本三浜村徳雲寺ヨリ唯今ノ海蔵寺也、
前々トハ貧地ニ相成候故、明神ノ修覆等モ三ヶ村氏子中廻リ
ニ致シ、御移宮等モ無住ノ節者廻リニ致候、海蔵寺最初ノ印
者明神ノ鍵ヲ残シ置候、永源山徳雲寺ヨリ記録等モ有之候得
共、寛延三年十一月二夜ノ出火ニ不残焼却致シ候後、代々
住持心得ノ為メ謹テ記録致シ置候、以上
干時寛延三庚歳孟冬吉祥日

徳雲山海蔵寺住持

月峯厘元書

徳雲山海蔵寺は三浜村にある臨濟宗東福寺派の古刹である。

この記録によると、海蔵寺はもと天台宗で、永源山徳雲寺と言った。
その寺内に吉本坊という修験行者が住んでいた。老人島明神は徳雲寺
の鎮守で、従来その修覆は徳雲寺で行っていた。

建久二年（一一九一）、徳雲寺は火事で焼失し、吉本坊も消失した。
徳雲寺は同年七月上旬、村端の現在地に場所を代えて再建された。こ
のとき寺号を徳雲山海蔵寺と改め、その後禪宗となり、田井村にある
臨濟宗東福寺派海臨寺の末寺となった。さて、前述の吉本坊が病死し
たとき、修験の跡継ぎがいなかったので、老人島明神の鍵は海蔵寺で
預ることにした。しかし、海蔵寺の住持が他出していたり無住の場合
に不便であるとの申し出が「御嶋構い中」からあったので、延享二年
（一七四五）に講中の藤左衛門という人物に預け置いた。以後、老人
島明神の修覆なども三ヶ村氏子の回り持ちとなったという。

二つ目の記録は『借用証文之事』という文書の写しである。

【史料2】

借用証文ノ事

一、金五十兩米八石也

右者無抛寺再建之義ニ付、当年ヨリニカ年ノ間借用仕候事
実正明白也、然ル上者年限リ候得者元利共急度返済可仕候、
万一不弁候ノ刻者字大嶋小嶋是ニタ島質入致シ置候間、若シ
少々ニテモ相滞候ハ々、証文書替ニ不及、流地ニ致可申候、
為後日一札差入置候、依テ如件

維時建久二年三月 永源山徳雲寺 納所（花押）

野原村

小橋村

三浜村

右御役人衆中

徳雲寺が消失した建久二年（一一九二）年の三月、その再建費用として住持が三ヶ村から金五十兩と米八石を二年年季で借り受け、大島と小島（冠島と杳島）を質入したとする証文である。

これらの縁起や証文がそのまま歴史的事実であるとは考えられないが、少なくとも近世から明治の三ヶ村はこういった根拠をもって冠島の所有権を主張していた。

大浦三ヶ村と冠島の直接の関係を確実に示す最も古い記録は、元禄一一年（一六九八）年正月二十四日付の小浜早瀬村から大浦三ヶ村庄屋中に出された願い出である。ここでは早瀬村の舟七艘、船頭水主あわせて四十八人が、この年の正月から四月の間、出漁のために「沖島」を借りることを大浦三ヶ村が認めたこと、またこの間、早瀬村がこの島に小屋掛けをすることも認めたことを確認し、これに対して、早瀬村の舟一艘につき五十五匁を三ヶ村に支払うことを約束している。このころには、冠島が大浦三ヶ村のものであるとの認識が、若狭湾一帯で共有されていることが確認できる。

次は、近代の郵紙に書き写されたものではあるが、元文二年（一七三七）三月、三ヶ村の庄屋年寄の連名で田辺藩奉行所に出した『覚』である。

【史料3】

覚

一、老人島之儀、古来右三ヶ村之氏神ニテ御座候、御嶋方一里四方八右三ヶ村之支配所ニテ御座候故、他所る獵之妨ニ也候義、一切致させ不申候、以上

元文二年 巳ノ三月（以下略）

老人島は古来から三ヶ村の支配であり、その一里四方では他村の漁を認めていないことを田辺藩に申し出ている。

冠島は海難にあった漁船廻船の命綱になることもあった。『宮津府志』には「諸国廻船俄に風波の凌ぎがたく難風に逢し時、此島へ乗付て順風を待つ」とあり、『丹哥府志』には「宮内（老人島神社）に米あり、難船の者爰に泊し、其米を借りて之を炊ぎ命を助かる者尠からず」とある。

安政四年（一八五七）八月付けの久美浜御領津母村庄屋からの田辺様御奉行宛ての願書では、「老人島には以前から漁船難風助成のための米が置かれていて、浦々の漁師はありがたかったのだが、近年は拝借米を返さず、老人島に助米がないというありさまになっている。したがって、このたび漁船難風のお助けのため、津母村が老人島に番小屋を建て、毎年十月から二月の間は番人を二人ずつおき、助米も差し出したい。なにとぞ、番小屋のための敷地を貸してほしい」との旨を田辺藩に願い出している。

これに対して、同年十二月に三ヶ村の庄屋連名で田辺藩の奉行所に次の書き付けを差し出している。

【史料4】⁸⁾

乍恐以書附奉願上候

一、当八月中二久美浜御領津母村を願出候義者、当御領分老人島社内二おひて漁人為助成番小屋相建、年々十月を翌二月迄之間番人式人宛附置可申由にて、即老人嶋社内之地面拝借仕度旨願上候趣、然ル所老人嶋境内者、至□多通行之場所柄故、風波之節者諸人為助ヶ北西三軒者年内建置罷在候、又者多人數二相成候得者、拜殿も有之、且又寒春者三ヶ村を出漁いたし申候者多御座候故、何国之通船風波之難二出会申候節、老人島陸へ漕附候へ者、精々助ヶ可申哉二御座候間、何国を新規之儀願出候者御座候□、御聞届ヶ無御座候様奉願上候、尚又寒春之砌無日欠番人附置候段可□□被思召候者、右三ヶ村へ被仰付度奉存候、此上何方を新規之儀願出若出来候得者、三ヶ村共難渋二茂可相成哉と後日御上様へ御歎願願出候儀も難斗、此段乍恐歎ヶ敷奉存候、何卒厚以御憐察宜敷御取成之程、偏二奉願上候、以上

安政四丁巳年 十二月日

三浜村庄屋 重兵衛^印

小橋村庄屋 四郎左衛門^印

野原村庄屋 小兵衛^印

藤左衛門^印

御奉行所様

(一部虫損あり)

すなわち、津母村の願い出に對して、①避難の者を収容できる建物は十分にあること、②冬春の間は三ヶ村とも出漁しているので、何国の舟であり冠島に漕ぎ着けた者は精々救助を行うことを理由として、これを断わるよう願い出ている。難船救助の名目であろうとも、冬から春の漁期に他村の者が冠島に常駐することを許せば、やがて三ヶ村の漁に支障が出ることを危惧しているのであろう。

一一 大浦三ヶ村による土地利用

前章では、大浦三ヶ村が冠島とその漁場について、近世を通じて排他的な使用権を主張しつづけてきた経過を述べてきた。それでは三ヶ村は具体的にどのようなように冠島を利用してきたのだろうか。

明治九年(一八七六)十一月、大浦三ヶ村が『原由取調記』という文書を豊岡県に提出した。これは、冠島の鳥糞掻き取り事業に係わつて提出されたものである。

京都市角倉町の橋本喜助という人物が、冠島のオオミズナギドリ^①の鳥糞を掻き取つて、毎年神戸の志摩三合社に売却する事業を企図した。彼は明治七年(一八七四)八月十二日、大浦三ヶ村の各総代との話し合いを行い、島内の掻き取り場所を限定した上で、三ヶ村から掻き取りの承諾を得た。翌明治八年(一八七五)十二月、橋本の代理人である綾部士族建部隆彊^②を名義人として、鳥糞掻き取りの鑑札が豊岡県から発行され、明治九年四月から掻き取りが始まった。ところが、久美浜の某がここで掻き取りをしていることがわかり、六月に建部は某の

掻き取りの差し止めを豊岡県に訴え出た。¹⁰⁾

『原由取調記』はこの後の十一月に提出されている。この文書を提出した理由について、三ヶ村総代は以下のとおり述べている。

①明治七年、豊岡県は橋本喜助に大島(冠島)での鳥糞掻き取りの鑑札を下げ渡したのち、冠島の慣行について三ヶ村に御尋があったので、詳細に申し上げた(鑑札が発行されたのは、実際は翌年十二月である)。

②その後、三ヶ村の差し支えの場所以外で鳥糞掻き取りをさせるよう、豊岡県から三ヶ村にお達しがあった。そのため三ヶ村としては、冠島は三ヶ村共有の民有地であるのに、豊岡県はこれを共有地(官有地)であるとお考えなのではないかと疑念を持った。

③その後、この件を当事者同士で示談し(これが明治七年八月十二日の話し合いのことである)、この内容を豊岡県に提出した。

④今般(明治九年十一月)改めて御尋ねがあったので、冠島が三ヶ村共有の民有地である証拠をそろえて豊岡県に提出するものである。今般というのは、この年の六月に某が掻き取りをしていることがわかり訴訟となったので、あらためて豊岡県から三ヶ村への取調べがあったことを指すと思われる。三ヶ村としては、この機会に冠島が民有地であることを、【史料1】や【史料2】を含むあらゆる証拠を揃えて提出した。これが『原由取調記』である。

この『原由取調記』で大浦三ヶ村は、冠島が民有地であることの根拠として、従来三ヶ村が冠島で植付や伐採を行ってきた事実を列記している。これらを列挙すると以下の通りである。

安永年間(一七七二〜一七八一) 桐・桑・竹の植付

天明七年(一七八七) 葉草の種蒔

文化三年(一八〇六) 櫟の植付

文政八年(一八二五) 鷹の巢を田辺藩に献上

文政一二年(一八二九) 竹を藩に上納

弘化元年(一八四四) 桐の苗木二十本を植付

安政三年(一八五六) 五尺廻り末口一尺三寸長さ一丈四尺の櫟
三本を切り、小浜の大屋治兵衛弟に売却

明治三年(一八七〇) 桐一本を切り藩に上納

明治三年(一八七〇) 桐の苗木十本を植付

明治五年(一八七二) 桐一本を藩に納める(博覧会に提出)

その他の竹葉草等については、「年々二相生シ候品ニ御座候故、苧取三ヶ村配分仕候」とし、その上で明治九年現在、立木二百本、松二本、桑五本、タモ七〇本、樺一二〇本、桐五く六本が冠島にはえていると述べている。

さらに、明治八年に三ヶ村協議の上で、地価を三〇円として県に申し出たことも書き記している。冠島などを民有地と主張するからには、地租負担の覚悟も必要であった。

明治六年の地租改正では、所有権がはっきりしない村の入会地などの多くは官有地とされ、村から取り上げられていったとされる。大浦三ヶ村が冠島と沓島への権利を維持するためには、この両島が三ヶ村共有の民有地であることを、あらゆる根拠をあげて実証しなければならなかった。

この結果、明治十二年(一八七九)になって、冠島十一町二反五畝

十九歩のうち、神社境内二畝十四歩と境外上地二町六反歩すなわち冠島の南西部平地部分(約二三%)が官有地とされ、それを除く八町六反三畝五歩(約七七%)と、杳島九反七畝二十五歩を民有地とする裁定が京都府から下されている。

次に、この三ヶ村による冠島での採木の様相を示す、江戸時代の記録をみてみたい。

【史料5^①】

文化二乙丑年八月十八日

三濱村 庄屋

五十三 一

入牢 西右衛門

其方儀、居村年寄五左衛門清次郎申合、於老人嶋大木之桐木盜取、若州表江売候由相聞御吟味被仰付候処、居村氏神大破二付、困窮村之儀自力二難叶、依之以前野原村小橋村庄屋共江も咄置、壹本ハ去ル四月十日頃若州高濱桶屋源藏出口之勘左衛門与申者共二、金子十兩二売拂、壹本ハ五月廿六日頃損シ無之候者金子拾九兩二売拂候約束二而、内金拾兩貳歩請取、若州多田村惣八与申者江賣拂候旨及白状候、神木殊二高金之大木不相願伐取野原村小橋村百姓共彼是申之二付大木を小木与偽り、氏神修覆之足シ仕度段山方江願出候旨、重々不届至極二付、庄屋役御取上過料五貫文被仰付者也

「田辺藩刑罪筋日記抜書」は、田辺藩の郡奉行役所が出した判決の要旨をまとめ書きして、判例としたものである。

これによると、文化二年(一八〇五)、三浜村の庄屋西右衛門は年寄と申し合わせて、老人島の桐の大木を伐りとり、一本は野原村と小橋村の庄屋の了解を得た上で若狭高浜の勘左衛門という者に十兩で売り払った。また、他の一本は若狭多田村の惣八という人物に売却する約束で、代金十九兩の内金として十兩二歩を受け取った。いずれも氏の社殿の修覆の費用の捻出のためであった。その後、野原村と小橋村の百姓が神木であるとか高価な大木であるなどとあれこれいうので、西右衛門が山方奉行に小木と偽って願出た。このことが不届とされ、西右衛門は庄屋役をとりあげられ五貫文の過料を科された。

ところがこの吟味の過程で、野原村庄屋と小橋村庄屋の過去のできごとが露見した。野原村については左の通りである。

【史料6】

野原村庄屋 六郎兵衛

三濱村庄屋西右衛門、老人嶋桐木盜取若州表江売拂候由相聞、御吟味被仰付候処、先年野原村寺普請之節同様伐取候儀も有之二付、風与心得違仕候段申之二付、同様御吟味可被仰付候、三拾壹年前居村瑞雲寺建立之節、老人嶋二桐木倒有之由及承候而、貫度旨住持申聞候へ共、其方新役之節故否返答も不致内、住持伐取拾壹匁位二売拂候由承候得共、其段訴出候而者住持越度二茂相成候事故、致穩便置候之旨其方申出候、旧悪与者乍申右様之儀致等閑二置候段不届至極二候得共、其後年来実躰相勤候二付、格別之御宥免を以遠慮被仰付者也

三一年前、野原村の寺を建立した際、寺の住持が老人島にある桐の倒木を買い請けたい旨を庄屋に申し出た。しかし庄屋六兵衛は新任であつたため断ることができないまま、住持は勝手に伐りとつて十一匁で売却してしまつた。六兵衛はこれを藩に訴え出ることもしないままやりすごしてしまつた。このことが不届きであるとされたが、年来勤勉に庄屋役をつとめているので軽罪ですまされた。

また、小橋村については左の通りである。

【史料7】

小橋村庄屋 九右衛門

三濱村庄屋西右衛門、老人嶋桐木盜取若州表江売拂候由相聞御吟味被 仰付候処、先年小橋村寺普請之節、同様伐取候儀茂有之、与風心得違仕候段申之二付、御吟味可被 仰付候処、一昨年居村海嶺庵建替之節住持申聞候ハ、老人嶋二桑之木倒有之由、床縁二も可相成哉、其木拾ひ申度旨住持申二付、三濱村野原村庄屋江相談候処、小キ倒木之何連共可致旨両村共申二付、其段申達候処、伐取式ツニ挽割候、然ル処中二朽多有之二付、今ニ其仮差置候旨此度申出候、桑木長九尺末口七寸五分有之候者、小木共難申、たとひ朽有之候とも、山方ニ茂不相違、其方共上ニ而承届為伐取候次第二者無之候、右始末不届至極ニ付、急度可被 仰付候得共、旧悪之儀格別之御宥免を以遠慮被 仰付者也
但閏八月朔日差免ス

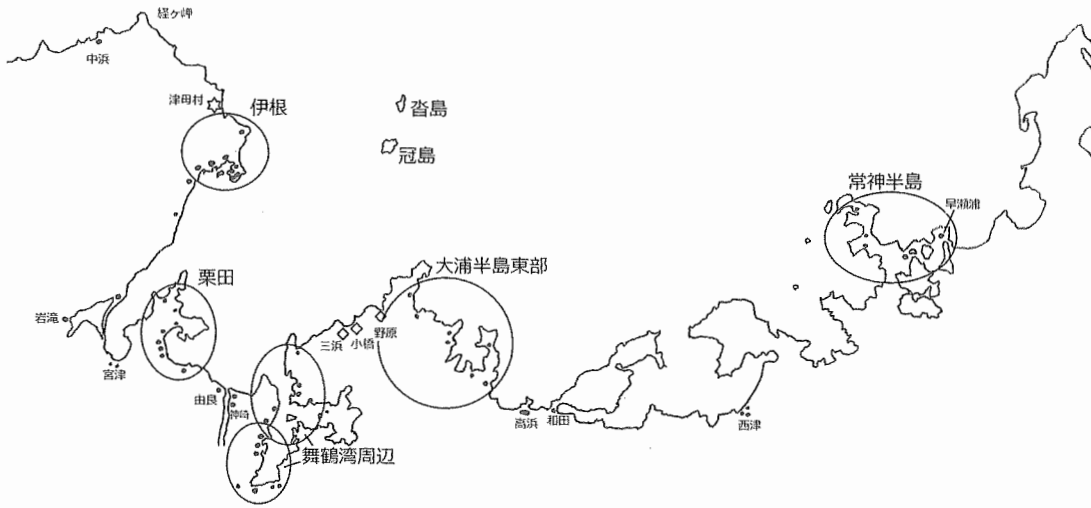
一昨年、小橋の寺の建て替えの際、住持が老人島の桑の倒木を寺の

床縁にするために持ち帰りたいと庄屋に申し出た。庄屋が三浜村と野原村の庄屋に相談したところ、小木であるということで了解を得られたので、住持が桑の倒木を二つ割りにしたところ、中が朽ちていたので持ち帰るのをやめた。しかしながら、今回の吟味で郡奉行からは、桑の倒木は長さ九尺（約二・七メートル）末口七寸五分（約二三センチ）もあるので小木とはいえないとみなされ、これを山方奉行に届けなかつたことが不届であるとして遠慮を申しつけられた。

これらの事例から、第一に、庄屋が新役であつた野原村の例を除いて、必ず他の二村の許可をとつて注目される。どの漁村でもみられるように、小橋村と三浜村の間でも網場を巡る争論が継続的に起こっている。野原村との間にも同様な関係はあつたであろう。それだからこそ冠島の採木については、三ヶ村の間での抜け駆け的な行動は決して許されなかつた。

第二に、老人島での採木については、それが大木であれば田辺藩の山方奉行への願ひ出が必要だつた。三ヶ村の合意を得る上では小木といえるかどうかの判断が重要であつた。また庄屋レベルでは合意が形成されても、村民レベルの意向にも目配りしていた。

第三に、どの場合も採木は各村の社寺の普請やその経費にかかわる目的をもつて行われていることが注目される。三浜の別の古文書では、明和五年（一七六八）田辺藩役人と思われる戸野長兵衛に、「沖の島明神」の拜殿修覆のためとして、雑木の伐木を三村で願ひ出た記録が残っている。『原由取調記』で「神社再建修營等三村構ニテ致シ、用木該地ニテ伐取相用申候、其他三ヶ村入用之節者勝手ニ伐取相用申候」



地図『老人嶋大明神再建勸進疏』の集団寄進の分布

とされていることが想起される。
 こうした大浦三ヶ村による植生管理が、オオミズナギドリ^①の生息ともあいまって、結果的に冠島・杵島周辺の豊富な漁場保全に繋がっていたことは想像に難くない。

三 『老人嶋大明神再建勸進疏』^②の考察

安政五年（一八五八）三ヶ村が老人嶋神社の社殿の再建を行った。先に見た津母村の一件の翌年のことである。このとき三ヶ村は若狭湾周辺の村や個人からの寄進を募った。その寄進帳が『老人嶋大明神再建勸進疏』（以下『勸進疏』）である。

ここには一四六件の寄進がある。これは六〇団体の集団寄進と八六件八九名の個人寄進に分類できる。これを集団名と個人名に分け、便宜的にその地域を分類して（一部推測をふくむ）一覧表にしたのが表1と表2である。

（一）集団寄進について

集団寄進は「〇〇村」「〇〇村中」「〇〇船頭中」「〇〇漁師中」などと記されたものである。『勸進疏』での集団寄進は六〇団体である。これら集団寄進の分布を地図で示した。集団寄進の最東端は福井県早瀬浦船頭中（表1の番号の59 以下数字のみ）、最西端は京都府竹野郡の中浜船頭中（1）となる。最東端の早瀬村は、前述のとおり元禄十一年（一六九八）年に漁のために「沖島」に小屋掛けを願ひ出た村である。最西端は竹野郡中浜であるが、この村には、大永年間（一五二一

表1 「老人嶋大明神社再建勸進疏」(安政5年(1858)三浜徳永家文書)の寄進者名一覧(集団寄進のみ)

番号	寄進額	名称	地域(含推定)	備考
1	金100疋	中浜 船頭中	竹野郡	
2	金1分	新井村 鎌入中	伊根町	
3	札1匁3分	新井村 鎌入中	伊根町	
4	国札50目	伊祿浦 平田村	伊根町	
5	金100疋	日出村	伊根町	
6	金100疋	亀嶋村	伊根町	
7	札38匁	立石村	伊根町	
8	札25匁7分	にび村	伊根町	耳鼻村
9	(札)33匁8分	亀山村	伊根町	
10	札27匁3分	高梨分	伊根町	高梨は地名
11	札25匁	新井村	伊根町	
12	札10匁	長井村 二網	宮津湾西岸	長江村力
13	国札5匁	宮津領分与謝郡 大島村	宮津湾西岸	
14	国札100目	江尻村	宮津湾西岸	
15	3匁	岩滝 船塚中	岩滝	
16	国札60匁	宮津 獵師町	宮津	
17	金100疋	宮津河原町 □堀川船持中	宮津	宮津市白柏町の一部
18	銭37匁	宮津領分 小田宿野村	栗田	
19	銭20目	中津村	栗田	
20	札9匁2分	小寺村	栗田	
21	銭10匁	栗田 脇村	栗田	
22	(銭)8匁8分	栗田 嶋かげ村	栗田	
23	銭8匁	栗田 田井	栗田	田井は地名
24	銭1匁5分	栗田 中村	栗田	中村は地名
25	4匁2分	宮津栗田 上師中	栗田	
26	銀札80匁	由良村	由良川河口	廻船
27	銀札30目	東神崎村中	由良川河口	廻船
28	銀札45匁	西神崎村中	由良川河口	廻船
29	銀札15匁	神崎両越網・...	由良川河口	「神崎両越網 あとまし 利八孫左衛門組」
30	50疋	瀬崎村	舞鶴湾周辺	
31	8匁	青井村	舞鶴湾周辺	
32	5匁	吉田村	舞鶴湾周辺	
33	3匁	大君村	舞鶴湾周辺	
34	4匁	喜多村	舞鶴湾周辺	
35	2匁	下福井村	舞鶴湾周辺	
36	3匁	上福井村	舞鶴湾周辺	
37	5匁	白杉村	舞鶴湾周辺	
38	金50疋	千歳村	舞鶴湾周辺	
39	金50疋	大丹生村	舞鶴湾周辺	
40	銀札370目	田辺 東吉原町中	舞鶴湾周辺	
41	銀札300目	田辺 西吉原町中	舞鶴湾周辺	
42	銀札9匁	佐波賀上下 村中	舞鶴湾周辺	
43	金200疋	田辺町 追掛中	舞鶴湾周辺力	
44	2匁	神野浦 村中	大浦半島東部	
45	2匁	小具りう 村中	大浦半島東部	小黑飯力
46	43匁	田井村 村中	大浦半島東部	
47	20匁	成生村 村中	大浦半島東部	
48	6匁	音海村 村中	大浦半島東部	
49	2匁	上瀬村 中	大浦半島東部	
50	7匁5分	日引 村中	大浦半島東部	
51	米手形60目	高浜両浦船頭中	高浜	両浦(は北浦(塩土町)南浦(事代町))
52	米札30目	浦和田漁師中	和田	
53	金10両	西津三小松原 村中	小浜	小松原・竹原小松原・新小松原の三村
54	23匁	神子浦漁師中井村中	常神半島	
55	10匁	常神浦	常神半島	
56	17文目	小河浦漁師中	常神半島	小川浦
57	125匁1分	日向浦船頭中	常神半島	世話人 新左衛門・莊太夫・藤右衛門・権七・長左衛門・弥六太夫
58	3匁5分	日向浦船頭中	常神半島	世話人 新左衛門・莊太夫・藤右衛門・権七・長左衛門・弥六太夫
59	50目	早瀬浦船頭中	常神半島	世話人 次右衛門・喜四郎・平七・五郎助・六兵衛
60	米札2匁	小嘉村惣中	不明	

作表にあたっては、原田三壽氏「オシマ参り・エビス祭り・精霊船行事」(『丹後の漁労習俗』所収)を参照した。

（一五二八）に若狭三方郡の漁夫が来て漁を試したところ、成果があったので三十余戸が移住してきたという伝説があり、竹野郡内でもっとも漁業が発達していた村だという。

集団寄進は若狭湾西部一帯に広がっているが、地域的な偏在がみられる。最も多いのは舞鶴湾周辺の十四団体である。この地域が多いのは地理的にみて当然としても、東舞鶴地域と西舞鶴地域の違いが顕著である。漁獲物の流通（魚問屋、せり）を通じて、大浦三ヶ村と田辺城下町（西舞鶴）との結びつきが強いことがこの一因かもしれない。このグループで寄進額が飛び抜けて多いのが東吉原町中（40）と西吉原町中（41）である。吉原は「藤孝の田辺籠城の時、水軍に劣らぬ働きをしたのでその功によって、領内の波打際三間は漁獵が自由に認められるという権利を受けたと伝えられる。江戸時代には田辺藩の海手としての扱いを受け、田辺藩領のみでなく、与謝・竹野両郡の沿岸まで出漁していた。」

舞鶴市湾周辺について、伊根の十団体、栗田の八団体、大浦半島東部の七団体、福井県常神半島の六団体と続く。

伊根はどの村も寄進額が多い。伊根の卓越した漁業規模と冠島への信仰の強さを示している。大浦半島東部の七村では田井村（46）と成生村（47）の寄進額が多い。この二村は他の五村と違って田辺藩領の同じ大庄屋組なので、後の【史料8】でも見るとおり、大浦三ヶ村と共同で行動することが多かったとみられる。福井県にはいると、大飯郡・遠敷郡を飛び越えて、三方郡常神半島の浦々からの集団寄進が多いことが注目される。このグループの中では、海産物の問屋・せり・小売人がいる日向浦船頭中（57）（58）と早瀬浦船頭中（59）の寄進

額が多く、寄進の主導的な役割を果たしているとみえる。

これら集団寄進のほとんどが漁村である中で、由良川河口の由良村（26）、東神崎村中（27）・西神崎村中（28）は廻船の船頭や水主が多い村であり、寄進額も一般的な漁村より多い。

（二）個人寄進について

『勸進疏』の個人寄進者は八六件、八九人にのぼる。

このうち地域が判明するものは六六人で、二三人は今のところ地域が不明である。最も多いのが舞鶴の二四人で、現在の舞鶴市域まで範囲を広げると半数の三二名となる。つづいて小浜の十一人、伊根五人、栗田五人と続く。

以下、特徴的な人物をあげてみる。

桑村（表2の通し番号59、以下数字のみ）は地名ではなく個人名と思われる。小浜の桑村次郎兵衛は近世初期に和田と小浜を結ぶ通船の独占権を与えられた。その後、通船を巡って本郷や和田の船頭との対立が続く、争論は文化年間（一八〇四～一八一八）まで繰り返された。

田辺城下魚屋町の武内孫八郎（35）は納屋孫八郎の名で知られた造り酒屋である。この人物は「豪放な性格の持主で、兵糧早炊釜を発明して藩主に献じ、また京都への上京の途次上杉橋を架設し、その修理費を永世負担すべく請け合ってこれを実行し、あるいは由良川と保津川の合併案を起すなど、かずかずの事績や逸話を残した。（中略）公共のためには財を惜しまず東奔西走し、文久二年八十五才で没した」とされる武内重吉郎、またはその養子重二であろう。

表2 「老人嶋大明神社再建勸進疏」(安政5年(1858)三浜徳永家文書)の寄進者名一覧(個人寄進のみ)

番号	寄進額	名称	地域(含推定)	備考・職業
1	1 匁	隠岐国東崎郡藤方村 笠子丸幸蔵	隠岐国	
2	3 匁	新井村 久左衛門	伊根町	
3	2 匁	新井村 半左衛門	伊根町	
4	2 匁	新井村 忠左衛門	伊根町	
5	2 匁	新井村 弥蔵	伊根町	
6	2 匁	新井村 儀右衛門	伊根町	
7	金1 朱	岩滝 良助	岩滝	
8	金1 朱	岩滝山家屋 徳蔵	岩滝	廻船
9	3 匁	宮津 大津屋	宮津	
10	3 匁	宮津元捨屋 新三郎	宮津	廻船
11	札1 0 匁	宮津本町 やね屋	宮津	
12	3 匁	宮津領分 大平庄吉	宮津領	
13	銭1 0 匁	小田宿野村 油屋半右衛門	栗田	
14	(銭) 3 匁	栗田崎かひ村 久右衛門	栗田	
15	2 匁	宮津栗田村 比右衛門	栗田	
16	1 匁	宮津栗田村永江 孫次郎	栗田	
17	1 匁2 分	栗田 吉五郎	栗田	
18	1 匁	米屋長兵衛	由良ノ小浜	長福丸(弘化2年(1845))他
19	銀札1 0 匁	由良村 米屋四郎左衛門	由良川河口	永寿丸(文政7年(1824))他
20	金1 0 匁	田辺竹屋町 志高屋藤左衛門	舞鶴 竹屋町	
21	銀札1 0 匁	田辺竹屋町 近江屋六右衛門	舞鶴 竹屋町	
22	銀札3 0 匁	竹屋町 野村屋源左衛門	舞鶴 竹屋町	51.1と連名
23	金5 0 匁	林屋六兵衛	舞鶴 竹屋町	
24	金1 朱	近藤久兵衛	舞鶴 竹屋町	
25	金1 朱	田辺屋長五郎	舞鶴 竹屋町	
26	金1 朱	船屋宗右衛門	舞鶴 竹屋町	
27	銀札2 匁	油屋嘉左衛門	舞鶴 竹屋町	
28	銀札2 匁	追見氏与市左衛門	舞鶴 竹屋町	
29	銀札1 匁	池野屋吉左衛門	舞鶴 竹屋町	
30	銀札1 匁	八文字屋吉左衛門(ママ)	舞鶴 竹屋町	八文字屋吉兵衛
31	銀札5 分	おめ屋源介	舞鶴 竹屋町	
32	銀札5 分	金物屋長左衛門	舞鶴 竹屋町	
33	銀札5 分	大丹生屋茂七	舞鶴 竹屋町	
34	金5 0 匁	田辺竹屋町 本庄屋茂八	舞鶴 竹屋町	
35	金5 0 匁	武内孫八郎	舞鶴 魚屋町	
36	銀札2 匁	引土町森屋辰八	舞鶴 引土町	
37	1 匁	引土 源三郎	舞鶴 引土町	
38	銀札5 匁	福来村治左衛門	舞鶴 福来村	
39	小判1 両	田辺広小路 村田兵左衛門	舞鶴 広小路	夷屋 栄福丸(嘉永6年(1853))
40	巻封5 分	えんりうじ 口屋	舞鶴 内院寺	
41	銀札3 匁	大屋伊兵衛	舞鶴 寺内町	
42	銀札3 0 匁	平野屋町 大屋吉兵衛	舞鶴 平野屋町	51.2と連名で寄進 質屋職
43	金5 0 匁	大屋源助	舞鶴 平野屋町	穀物・荒物・在通
44	銀札2 匁	福井村 次兵衛	舞鶴湾周辺	
45	1 匁	市場村 弥兵衛	舞鶴湾周辺	
46	金5 0 匁	佐渡屋村 斎藤氏久左衛門	舞鶴湾周辺	
47	金1 朱	平村 昌四郎	舞鶴湾周辺	
48	1 匁5 分	日引 三郎兵衛	大浦半島東部	
49	銀札2 匁	野原村 板屋	大浦半島東部	「ふしん見舞」と表記
50	銀札2 匁	野原村 治郎左衛門	大浦半島東部	「同前」(ふしん見舞)と表記
51	3 分	多祿寺村 久助	大浦半島	
52	1 匁	高浜かたや 善兵衛	高浜	
53	5 匁	本郷 源次郎右衛門	本郷	神吉丸(文政12年(1829))
54	1 匁	若州下村 与惣左衛門	名田庄	
55	銀札4 匁	大島村 半右衛門	小浜	
56	銀札1 匁	大島村 藤左衛門	小浜	
57	3 文目	釣部村才治郎	小浜	
58	5 文目	田島村 与助・孫太夫・基太郎	小浜	
59	1 0 匁	桑村	小浜	和船通船
60	金1 0 匁	吉河屋藤木夫	小浜	廻船
61	5 匁	小浜 米屋佐右衛門	小浜	廻船
62	5 匁	小浜 柴屋卯兵衛	小浜	
63	1 0 文目	西津 丹後屋半左衛門	小浜	
64	2 文目	原田村市右衛門	三方町力	
65	銀札2 匁	近江屋宗五郎		
66	1 匁	木綿屋仁左衛門		
67	1 匁	近江屋		
68	1 匁	木谷嘉四郎		
69	1 匁	柳屋宗左衛門		
70	5 分	油屋莊兵衛		
71	1 匁	三島源右衛門		
72	5 分	小河依助		
73	1 匁	藤屋		
74	1 0 匁	宮口屋弥右衛門		
75	1 匁	久左衛門		
76	1 匁	利右衛門		
77	銀札2 匁	宇屋四郎三郎		
78	銀札2 匁	ふなや兵衛		
79	銀札1 匁	大坂屋半右衛門		
80	銀札1 匁	神崎屋喜助		
81	銀札1 匁	平屋源助		
82	銀札5 分	藤屋徳右衛門		
83	銀札1 封5 分	口屋 口兵衛		
84	巻封5 分あり	高銀屋半兵衛		
85	巻封5 分	健屋卯兵衛		
86	巻封5 分	志保屋 太郎兵衛		
87	銀札3 匁	丹波屋嘉右衛門		

作表にあたっては、原田三詞氏「オシマ参り・エビス祭り・精進船行争」(『丹後の漁労習俗』所収)を参照した。

職業別に船名があるものは「諸国御客船係」などに人名が一致するもの。

平野屋町の職業は平野屋町文書「諸職諸商売書上帳」(嘉永5年(1852))による。

個人名の中には廻船業者も多数含まれる。

小浜の古河屋嘉太夫(60)は、大坂から蝦夷地の江差・松前までを商圏とする日本海有数の北前船主であった。若狭本郷の渡辺源右衛門(53)は、文化〜安政年間に酒田から浜田間を上り下りして、米・種油・鉄・半紙などの売買を行っていた¹⁹⁾。その他に、小浜の米屋伝右衛門(61)、田辺広小路の村田兵左衛門(39)、由良の米屋長兵衛(18)、由良の米屋四郎左衛門(19)、岩滝の山家屋徳蔵(8)といった船主・船頭の名を確認できる。宮津元結屋新三郎(10)もそこに数えられるだろう。

これらの個人名の中で特に目をひくのが、隠岐国東嶋郡都万村蛭子丸幸蔵(1)である。若狭湾から飛び抜けて離れた隠岐からの寄進の背景を明らかにする史料はないが、十二年前の弘化三年(一八四六)年に、隠岐から冠島に流れ着いた難船の記録が参考になる。

【史料8】²⁰⁾

口上ノ覚

一、此度隠州島後今津村清十郎船式人乗二而、杉丸太積入雲州三穩ヶ関^(マ)へ渡海可仕心胆二而、去ル二月廿九日四ツ時卯ノ方風二而出帆、其方彼地へ式里斗二近寄候処、夜四ツ時頃未ノ方大風吹出し、無抛任浪風流し居候処、当月二日九ツ時頃、但馬仲辺^(マ)二而急浪起り、船破損仕、水主甚吉儀八浪中へ落行候二付、色々相働見候得共、波山高行方不知船頭義者船かす二取付、任浪風流居四日七ツ時頃当国老人嶋近辺江流寄候処、彼地へ当国野原村・小橋村・三浜村・成生村・田井村五ヶ

村方参詣いたし居合候二付、難船之躰帆寄船頭清十郎ヲ助ケ野原村へ連帰り五ヶ村者相寄色々養生致遣し候処、漸々人心地二相成候故、即田辺表船宿安久屋弥蔵と申方江連来り候処、前年彼方へ罷越候仁にて、馴染も有之趣二付、右五ヶ村并二船宿立合之上、難船之始末聞糺候処、前条之次第相違も無之二付、其段当

御上様えも奉御案内置、右五ヶ村役人并二船宿之上二テも執斗仕置申候、然ル処、船頭清十郎儀も追々心気も立戻候二付、今般連印之証札相濟国元え差戻し申候、為後日依而如件

弘化三丙午年三月 田辺船宿 安久屋弥蔵

野原村庄屋 橋詰

田井村庄屋 次左衛門

小橋村庄屋 孫七

三浜村庄屋 藤左衛門

成生村庄屋 幸左衛門

隠州今津村 御役人中

美保関に送る杉丸太を積んで隠岐を出帆した二人乗りの船が、目的地を目前にして逆風にあおられ、浪風のなすがままに漂流した。大波で船は破損し、水主甚吉は波間に消え、船主の清十郎は「船かす」に掴まって冠島近くを漂流しているところを、老人島神社に参詣に来た五ヶ村(三浜・小橋・野原・田井・成生)の者に発見され助けられた。五ヶ村で清十郎を養生させた上で、田辺の船宿安久屋弥蔵のもとに連れて行ったところ、弥蔵は前年に隠岐に行ったこともあり、なじみがある

表3 竹屋町からの老人嶋神社寄進者の階層

割物額	A	B	C	C/A
30匁以上	1	逸見与市左衛門	1	100.0%
20匁～29.5匁	0	なし	0	-
10匁～19.5匁	13	志高屋藤左衛門、野村屋孫右衛門、油屋嘉左衛門、 林屋六兵衛、金物屋長左衛門、池野屋吉左衛門、近藤久兵衛	7	53.8%
5匁～9.5匁	36	船屋嘉助、大丹生屋茂七、本庄屋茂八、八文字屋吉兵衛	4	11.1%
0～4.5匁	102	田辺屋長五郎、船屋宗右衛門、近江屋六右衛門	3	2.9%

A：安政四年割物帳の筆数

B：Aに分類される老人嶋神社寄進者名

C：Bの人数

『勸進疏』の同年の安政四

というので五ヶ村の村役人とともに世話をし、隠岐の今津村にさし送ったという。『勸進疏』の蛭子丸幸藏の寄進も、このような難船救助を背景としたものであっただろう。

さて個人寄進のうち、もっとも多くの寄進者がいたのが舞鶴の竹屋町で、判明する者だけで一五人になる。竹屋町は田辺藩の城下町でも大商人が集中するメインストリートであり、特に通りの西側の商家には、廻船が出入できる高野川に面して蔵が建ち並んでいた。ちなみに隠岐から流れ着いた清十郎を助けた安久屋弥藏も竹屋町の住人であり、魚屋の武内孫八郎も後に竹屋町に屋敷を取得している。最後にこの竹屋町から老人嶋神社に寄進した一五人の町人について考察しておきたい。

年（一八五七）七月に竹屋町の町役人が作成した『割もの帳』が残っている^②。これは町費を町人から徴収するための帳面で、屋敷ごとにその金額が示されている。ここでは竹屋町全体で二五二筆の屋敷がある。その中には同一人物が複数の屋敷を所有していることもあるので、実際の人数は一二〇名前後になると思われる。このうち少なくとも一五人が老人嶋神社に寄進をしたことになる。『割もの帳』に示された金額は、他の諸費用の負担額とつきあわしても、各町人の分限を推し量る材料に使えると判断できるので、まずはこの史料を使って、老人嶋神社に寄進した竹屋町の人々の階層を調べてみたい。

便宜的に一五二筆を割物の額で五つの階層に分け、老人嶋神社に寄進をした人名を当てはめてみたものが表3である。飛び抜けて多額の三〇匁の割ものを納めているのは逸見与市左衛門（28）である。逸見与市左衛門家は田辺城下町の惣年寄を勤める家でもある。割物が二〇匁台の人はいない。一〇匁台の一三人は年寄や組頭を勤める階層とみてよいが、このうち七人までが寄進をしている。割物が五匁以上十匁未満の階層は三六人で、そのうち寄進を行っている人は四人、五匁未満の人は一〇二人で、そのうち三人が寄進をしている。これを見ると、社会的な立場もあつてか、階層が上の町人ほど老人嶋への寄進者の比率が多い。

竹屋町では、天保一三年（一八四二）九月に町役人が『商売書上帳』^③という帳面を作成した。これは『勸進疏』の一五年前の史料になるが、ここから判明する一五人の町人の職業を書き加えて階層順に並べ替えたものが表4である。

上位の階層の人は実に様々の品目を取り扱っており、その中には

表4 竹屋町からの寄進者の階層と職業

寄進者名	安政四年割物帳 額面(匁)	職業(天保一三年(一八四二))
邊見与市左衛門	30	酒造・質・在方入米・貸付・岸谷村宿
野村屋源左衛門	16.5	桐実油絞職・酢造・醤油造・焼物・荒物・塩・麴・味噌・質職・千歳村宿
近藤久兵衛	16.5	酒造・桐実油絞・赤野村宿
油屋嘉左衛門	15.5	油質・古手売買
林屋六兵衛	14	小間物・呉服・太物・瀬戸物・紙類・干物・荒物
池野屋吉左衛門	14	穀類・塩・麴・味噌・醤油・荒物類・上根村宿
金物屋長左衛門	11	金物・塗り物・あらもの類(金物屋文助後家) 1866(慶応2)塩取引に関わり訴訟
志高屋藤左衛門	9.5	魚問屋職
八文字屋吉左衛門(吉兵衛)	7.5	足踏職・わた小売・小間物・呉服・太物・京注文取次・砂糖類
あめ屋嘉介	7.5	干物・青物・綿打・荒物・在通ひ
大丹生屋茂七	6	穀物・小船在通ひ・板割もの類
本庄屋茂八	5.5	船大工職
船屋宗右衛門	3.5	多門院宿・魚売買(船屋宗左衛門)
近江屋六右衛門	2	船大工(近江屋六左衛門)
田辺屋長五郎	1.5	船稼・在通ひ・吉坂村宿

注：安政四年七月割物帳の金額は「竹屋町文書」町入用7「安政四丁己年七月割もの帳」による。

なお職業は「竹屋町文書」町行政83「商売書上帳 天保十三年九月」などによる。

廻船によって田辺に運び込まれる物品が多く含まれることが確認できる。米・桐実・塩・穀物・古手・綿・呉服などは廻船で田辺にもたらされることが多かったであろう。

それでは、下位の階層の人々ほどの様な生業についていたのだろうか。彼らは漁業や船に直接関わる生業についている場合が多い。志高屋藤左衛門(20)は魚問屋職となっている。この人物と大浦三ヶ村の間では、安政五年(一八五八)ささいなトラブルが起こっているが、ここでは志高屋藤左衛門は「魚せり会所」とされている²³⁾。

それ以外の下位の町人では、あめ屋嘉助(31)は干物を扱っているし、大丹生屋茂七(33)はみずから小船で在通ひをしている。船屋宗右衛門(26)は魚の売買をしており、本庄屋茂八(34)と近江屋六右衛門(21)は船大工、田辺屋長五郎(25)は舟稼ぎというように、下位の階層の人々は人数こそ少ないが、海や船に直接携わる人々が老人島神社の寄進に参加していることが確認できる。

おわりに

以上、『原由取調記』『徳永家文書』『竹屋町文書』などを使って、大浦三ヶ村がどのように冠島への排他的権利を主張し、利用してきたかを示した。また、『勸進疏』では、少ないサンプルからではあるが、老人島神社に寄進した村や人々の実像を示し、若狭湾周辺の人々が漁業のみならず様々な生業を通して老人島神社の信仰に繋がっていた様子を具体的に考察した。

最後に、昭和になって三ヶ村の冠島利用を脅かした事件を紹介して、

報告の締めくくりに代えたい。

『原由取調記』のとおり、明治十二年に京都府によって、冠島の七七%は大浦三ヶ村の民有地、西南部の平地二三%は官有地とされた。明治三十七年(一九〇四)、官有地が舞鶴鎮守府の軍用地に移管された。その後、大正一三年(一九二四)にオオミズナギドリが天然記念物に指定されたこともあり、海軍による軍用地への立入制限が始まった。この段階では、大浦三ヶ村は冠島に上陸する見物人から島や漁場を保護するためにも、ある程度の立入制限には好意的であった。

ところが昭和八年(一九三三)八月、舞鶴要港部は海軍用地への上陸を厳しく禁止する布令を発し、学術研究などでやむを得なく立ち入る場合でも、事前に許可を出すように命じた。着船場所は軍用地内にあるため雄島参りにも支障をきたし、漁船の避難所ともなりえない。漁村の生活と信仰を無視した海軍のこの所為に対し、東舞鶴の郷土史家山本文頭は地方新聞「新舞鶴時報」に寄稿し、今回の布告は漁民の神社参拝を軽視し漁労を妨害する暴挙であると主張し、海軍に布告の廃止を求めた。これに反論する海軍側と山本の論争が新聞紙上で何度も続き、大浦三ヶ村も漁民大会を開き海軍用地の取り消しを求めた。京都府議会でも海軍の布告の撤回を求める意見書が採択された。

こうして冠島の問題が全国紙に取り上げられるほど世間の関心を集めるようになるなか、海軍当局は同年十二月、大浦三ヶ村に限り向こう五年間の軍用地使用を認めることで妥協した。とはいえ軍用地での樹木の伐採は制限され、やがて規制は民有地にも拡大され、次第に冠島全島が海軍の制約下に置かれることになっていった。

一方海軍は、新聞紙上で海軍を告発した山本を、侮辱罪で告訴した。

山本は最後まで争う姿勢であったが、軍国主義の時代にあつて裁判所にも遠慮があつたのだろうか、山本を過料十円という微罪で有罪とし、海軍の面子を立てて幕引きとした。²⁾

【註】

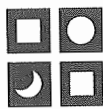
- (1) 高橋卓郎「現代に生きる冠島の古代信仰」(『海と列島文化 第二巻 日本海と出雲世界』一九九一)、「わが郷土」(舞鶴市立丸山小学校創立百周年記念事業実行委員会) 昭和五十一年。
- (2) 福島恒徳「天橋立紀行―雪舟のみた中世の風景―」(京都府立丹後郷土資料館図録『天橋立紀行』その歴史と美術) 平成十七年。
- (3) 竹添祐子「冠島をめぐる信仰とオシマイリ」(『民俗史林第4号』仏教大学民俗学研究会 一九九一年)。
- (4) 三浜区有文書。
- (5) 徳永家文書A1-13。同文書の番号は、丹後郷土資料館友の会「丹後漁業関係古文書調査目録」(一九九四)による。以下同じ。
- (6) 同 A4-13。
- (7) 同 A1-19。
- (8) 同 A1-20。
- (9) 冠島と沓島は大本教の聖地でもあるが、開祖出口なおを冠島に案内したのは、この建部隆彊である。明治三十三年(一九〇〇)、出口なおに冠島に参れとの神のお告げがあり、冠島について調べさせたところ、綾部の建部という者がいて、彼がかつて鳥糞を売ってひと儲けしようとしたことがあつたという。『大本教七十年史』昭和三十九年。
- (10) 『丹後国沖大島外島々鳥糞事件控』(糸井文庫 舞鶴郷土資料館蔵)。
- (11) 『田辺藩刑罪筋日記抜書』京都府立総合資料館蔵。
- (12) 山崎家文書。
- (13) 徳永家文書A9-4。

- (14) 『京都府の地名』平凡社 一九八一。
- (15) 個人寄進がこの粗密の差を埋める可能性もある上、もとより寄進行為は当事者の社会的経済的階層や勸進元との社会関係によつて大きく左右されるので、これがそのまま信仰圏の偏在を示すとはみなせない。
- (16) 『京都府の地名』平凡社 一九八一。
- (17) 『小浜市史通史編上』一九九二。
- (18) 『京都府議会歴代議員録』京都府議会発行 昭和三六年。
- (19) 『大飯町誌』平成元年。
- (20) 竹屋町文書 町行政127。同文書の番号は、菅原憲二編「竹屋町文書目録」(二〇一、二〇二、二〇三)による。以下同じ。
- (21) 同 町行政7。
- (22) 同 町行政83。
- (23) 徳永家文書A 1-22。
- (24) 『冠島と杵島の民俗』清水巖三郎 京都府立宮津高校研究紀要第11号所収 一九七五、『舞鶴市史通史編下』昭和五七年。

【附記】

本報告の作成にあたって、史料の使用を快諾してくださった徳永隆氏、海蔵寺住持磯谷正弘氏、その他関係諸機関・個人の皆様に深くお礼申し上げます。

(京都府立東舞鶴高校教諭)



京都府立大学文化遺産叢書 第12集

「丹後の海」の歴史と文化

編集	藤本仁文
発行	京都府立大学文学部歴史学科 〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5
発行日	2017年3月31日
印刷	サンケイデザイン株式会社 〒603-8165 京都市北区紫野西御所田町14番地2